がん診療連携拠点病院等の 指定に関する考え方

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

拠点病院等の指定要件見直しについて

今回の指定要件見直しのポイント

がん医療の更なる充実

- チーム医療の更なる推進
- 保険適応外の治療に関する事前審査
- 診療機能による拠点病院の分類
- 第三者評価の活用等による質の評価 等

病院完結型から地域完結・循環型医療へ

- 病院一体でのがん相談支援センターの周知
- 専門的な施設へ「繋ぐ」
- 地域連携の推進
- がん教育への協力

笙

医療安全の更なる推進

- ・ 医療安全管理部門の設置
- 医療安全管理者の配置
- 医療安全管理者の権限付与

等

指定に関する課題の整理

- 同一医療圏に複数推薦があった場合の方針
- 要件を満たせていない場合の指導
- 移転・分離・統合があった場合の届出 等

類型の見直しについて

【現行】

診療機能による分類

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院 (高度型)

指定類型の 見直し



地域がん診療 連携拠点病院



地域がん診療連携拠点病院

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
- ・ 高度な放射線治療の実施が可能
- 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
- 相談支援センターへの医療従事者の 配置や緩和ケアセンターの整備
- 医療安全に関する取組

等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ 指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と 同様。

指定類型の 見直し



指定要件を 充足した場合 復帰 「

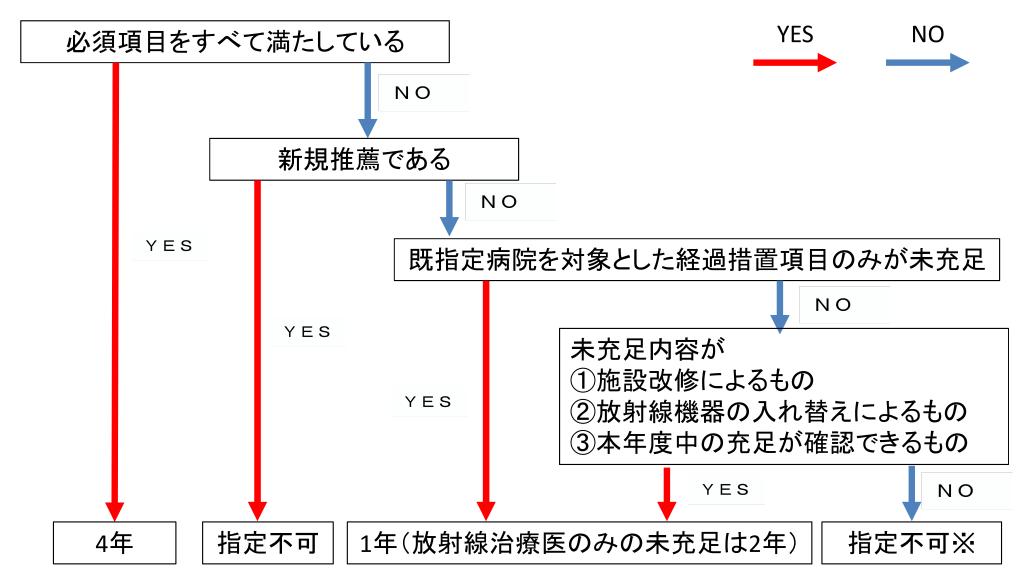
地域がん診療連携拠点病院 (特例型) ※本年度は適応なし

平成31年以後に既指定の拠点病院で、 指定要件の充足状況が不十分であると 判断された場合に経過措置的に指定類 型を見直す。

未充足である状況が持続した場合は、 指定の取消しも検討する。

拠点病院等の選定の方針について①

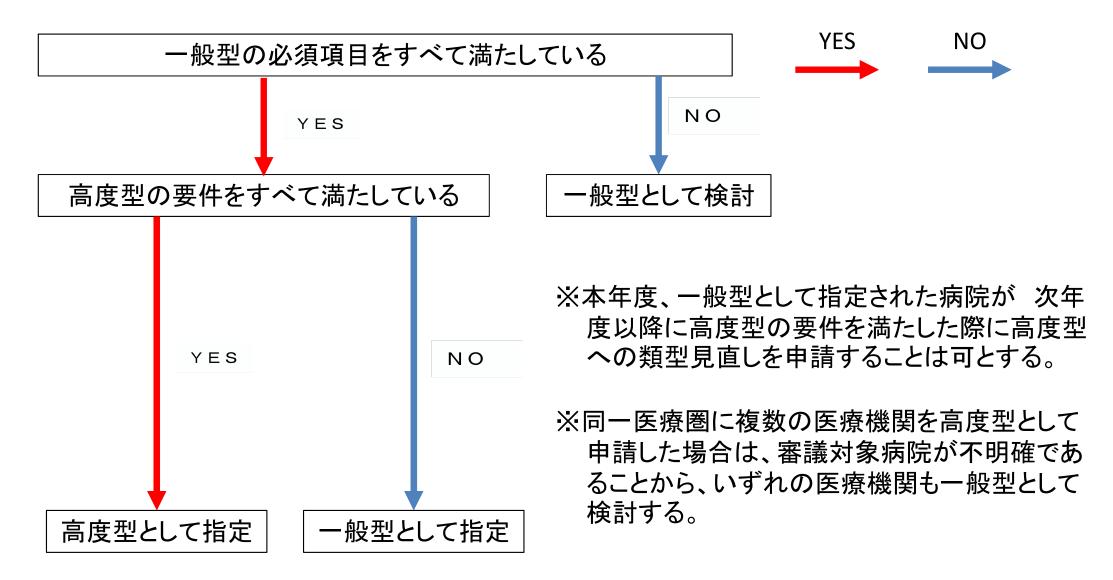
【すべての類型で共通の方針】



※同一医療圏に複数指定推薦がなされている場合で、いずれの医療機関も診療実績①が未充足のため指定不可となるが、 集約化した場合は診療実績②から要件を充足することが可能と思われる場合は、検討会において審議とする。

拠点病院等の選定の方針について②

【がん診療連携拠点病院(高度型)として推薦された場合の付加的方針】



経過措置項目について

【1年間の経過措置項目】

- ①専任の放射線診断に携わる常勤の医師
- ②専従の薬物療法に携わる常勤の医師
- ③専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師
- ④精神症状の緩和に携わる常勤の医師
- ⑤専従の薬物療法に携わる常勤の看護師
- ⑥緩和ケアの診療実績
- ⑦院内がん登録の実務を担当する者の中級認定者の認定
- ⑧医療安全に関する研修の受講

【2年間の経過措置項目】

①専従の放射線治療に携わる常勤の医師

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

- ①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。
- 院内がん登録数

500 件以上

• 悪性腫瘍の手術件数

- 400 件以上
- ・がんに係る薬物療法のべ患者数
 - 1000 人以上

• 放射線治療のべ患者数

- 200 人以上
- ・緩和ケアチームの新規介入患者数 50 人以上
- ②. 相対的な評価
- 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

医療施設に関する要件

医療施設

診療実績

- 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- 外来化学療法室の設置
- 原則として集中治療室設置
- 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療従事者に関する要件							
手術	・ 手術療法に携わる常勤の医師						
放射線診断∙治療	 放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師 放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師 常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい) 機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい) 放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい) 						
薬物療法	・薬物療法に携わる常勤かつ専従の医師・常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい)・外来化学療法室に常勤かつ専びの看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)						
病理	病理診断に携わる常勤かつ専従の医師専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)						
緩和ケアチーム	 身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい) 精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい) 専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること) 緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。 						
相談支援センター	・ 専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1~3を修了していること)						
院内がん登録	• <u>国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた</u> 専従の院内がん登録実務者						

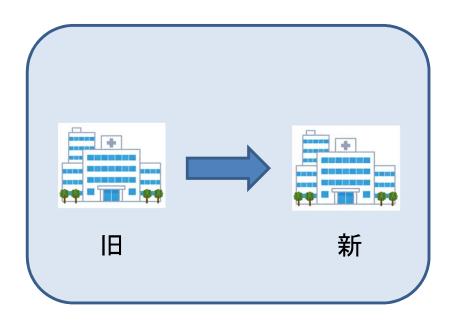
(参考)医療安全について

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

	按訊冊₩		人的配置		Z () Hh
	施設要件	医師	薬剤師	看護師	その他
都道府県拠点	 ・医の安全管理部門の会別のでは、 ・医療では、 ・医のでは、 ・をできるでは、 ・をできるでは、 ・をできるでは、 ・をできるが、 ・を	常勤かつ専任	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	常勤かつ専従	
地域拠点 • 特定領域		常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	医療安全管理者の権限の付与医療安全管理者の研修の受講
地域診療		常勤	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従	

(参考)移転・分離・統合の際の方針①

第11回がん診療提供体制のあり方に 関する検討会資料5 (H30.4.11)

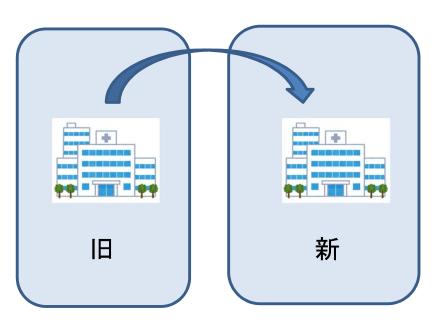


①既指定病院が同一医療圏内で移転する場合

- 都道府県にて診療提供体制に問題ないか確認の上、 厚生労働省に届出を求める。
- 更新の場合、診療実績については新旧合算することを認める。

②同一医療圏内で移転した病院を新規推薦する場合

- 診療実績については新旧合算することを認める。
- 新規推薦については移転した次年度より受け付ける。



③既指定病院が医療圏をまたいで移転する場合

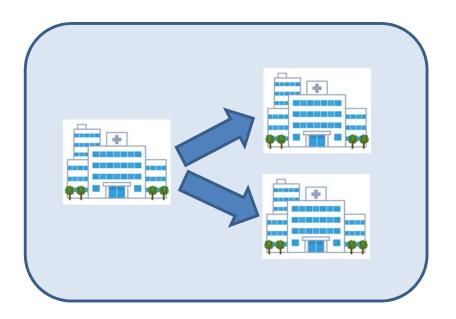
- 現在の指定については原則継続を認めない。
- ・ 患者の受療状況等、地域の状況によっては個別に検討 する。
- 新規推薦をする場合は新病院のみの診療実績で検討 する。

<u>④医療圏をまたいで移転した病院を新規推薦する場合</u>

· 新規推薦をする場合は新病院のみの実績で検討する。

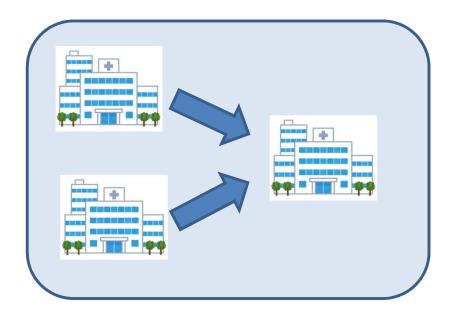
(参考)移転・分離・統合の際の方針②

第11回がん診療提供体制のあり方に 関する検討会資料5 (H30.4.11)



⑤病院機能が分離される場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より 厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定 の継続について検討する。
- 医療圏をまたいで分離する場合は指定の継続は認めない。
- 外来診療のセンター化など附属施設としての分離であれば診療実績は合算して計上することを認める。
- 分院化の場合は診療実績の合算は認めない。



⑥複数の病院を統合する場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より 厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定 の継続について検討する。
- 診療体制を前院から引き継いでいると認められる場合は診療実績については合算を認める。
- 別の医療圏の病院を統合する場合には診療実績の 合算は認めない。